

文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例

○文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用等に関する条例

平成二十七年十月一日

条例第三十九号

(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第二項に基づく個人番号の利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(区の責務)

第三条 区は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第四条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務、別表第二の上欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び区長又は教育委員会が行う法別表第二の第二欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第二の上欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 区長又は教育委員会は、法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第二項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例

(委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

付 則（平成二七年一二月九日条例第六九号）

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

付 則（平成二九年一〇月二日条例第二一号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

付 則（令和四年六月二一日条例第一五号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和五年一一月二九日条例第三〇号抄）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第一（第四条関係）

機関	事務
一 区長	文京区児童育成手当条例（昭和四十六年十月文京区条例第二十九号）による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
二 区長	文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年十二月文京区条例第二十六号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
三 区長	文京区後期高齢者医療被保険者葬祭給付金支給要綱（二十一文福国第二千八百八十三号）に基づく葬祭給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
四 区長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和二十九年五月八日社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「通知」という。）に基づく行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施する外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの
五 区長	文京区心身障害者等福祉手当条例（昭和四十九年三月文京区条例第八号）による心身障害者等福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
六 区長	文京区福祉タクシー事業実施要綱（五十二文福福発第四百六号）による福祉タクシー利用券の交付に関する事務であって規則で定めるもの

文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例

七 区長	文京区自動車燃料費助成事業実施要綱（二十一文福障第千八百八十号）による自動車燃料費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
八 区長	文京区精神障害者福祉手当条例（平成二十九年三月文京区条例第十号）による精神障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
九 区長	心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和四十九年東京都条例第二十号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
十 区長	文京区子どもの医療費の助成に関する条例（平成四年六月文京区条例第四十号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第二（第四条関係）

機関	事務	特定個人情報
一 区長	文京区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に規定する住民票に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報若しくは通知に基づく行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施する外国人の保護の措置に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報（以下「母子生活支援施設関係情報」という。）又は児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報若しくは身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に

文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例

		よる身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
二 区長	文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、母子生活支援施設関係情報、障害者関係情報又は医療保険各法（健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）をいう。以下同じ。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
三 区長	文京区後期高齢者医療被保険者葬祭給付金支給要綱に基づく葬祭給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
四 区長	通知に基づく行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施する外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」とい

文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例

		う。)、児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三百三十四号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法(昭和四十年法律第四百十一号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
五 区長	文京区心身障害者等福祉手当条例による心身障害者等福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
六 区長	文京区福祉タクシー事業実施要綱による福祉タクシー利用券の交付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
七 区長	文京区自動車燃料費助成事	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規

文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例

	業実施要綱による自動車燃 料費の助成に関する事務で あって規則で定めるもの	則で定めるもの
八 区長	文京区精神障害者福祉手当 条例による精神障害者福祉 手当の支給に関する事務で あって規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規 則で定めるもの
九 区長	障害者の日常生活及び社会 生活を総合的に支援するた めの法律による地域生活支 援事業の実施に関する事務 であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報又は生活保護関 係情報であって規則で定めるもの
十 区長	心身障害者の医療費の助成 に関する条例による医療費 の助成に関する事務であっ て規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦 人等支援給付等関係情報、障害者関係情報、障害 者自立支援給付関係情報又は障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に支援するための法律第 七条に規定する他の法令により行われる給付の 支給に関する情報であって規則で定めるもの
十一 区長	文京区子どもの医療費の助 成に関する条例による医療 費の助成に関する事務であ って規則で定めるもの	医療保険各法による医療に関する給付の支給又 は保険料の徴収に関する情報であって規則で定 めるもの